

人材紹介料の返還

1. 受託者の紹介した人材が委託者に入社後、90 日以内に退職に至った場合、受託者は、委託者に対し、以下の各号に定めるとおり人材紹介料を返還する。

- (1) 入社後 30 日以内 : 人材紹介料の 70%相当額
- (2) 入社後 60 日以内 : 人材紹介料の 50%相当額
- (3) 入社後 90 日以内 : 人材紹介料の 20%相当額